

大牟田市教育の振興に関する大綱

令和6（2024）年3月

大牟田市

目 次

I	はじめに	1
II	大綱策定の趣旨	2
III	大綱の期間	2
IV	基本理念	3
V	基本目標	3
VI	施策	3
	1. 持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成	5
	2. 高等教育機関等との多様な連携や交流の促進	6
	3. 学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成	7
	4. スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり	8
	5. 郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり	9
	6. 人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり	10

I. はじめに

本市は、明治時代以降、日本の近代化を支えてきた石炭産業の隆盛とともに多くの人が集まり、そして、このまちに暮らす人々の英知と活力によって、様々な歴史や文化が生み出され、まちの魅力を形成してきました。これらは、今後も大切に引き継いでいくべきものと考えます。

これからの新しい時代においては、これまでのまちづくりの経過を踏まえつつ、このまちに暮らす人が、生まれ、育った郷土に愛着と誇りを持ち、安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたいと思えるように、本市の独自性や強みに目を向け、新しい視点や発想を取り込みながら、持続発展可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

このまちで人が暮らし続けていくためには、このまちを支える人が必要です。このまちを支える人には、豊かな人間性と時代の変化に対応できる力が求められます。

そのために、豊かな心や社会を生き抜く力、持続可能な社会をつくる力が育まれ、未来の大牟田を担う人が育つまちを目指し、総合教育会議において教育委員会と本市教育の目指す方向性を共有しながら、本市教育の振興を図り、児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう各施策に取り組んでまいります。

令和6（2024）年3月

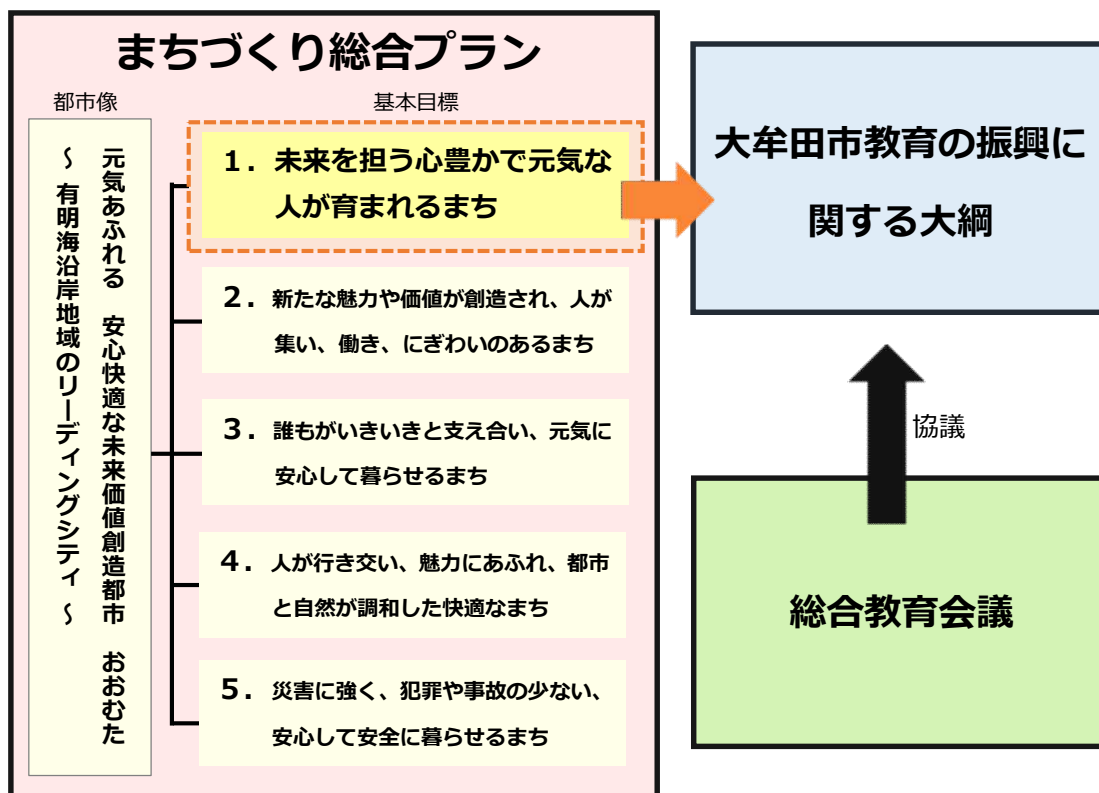
大牟田市長 関 好孝

II. 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年（2015）4 月 1 日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。（法第 1 条の 3 第 1 項）

これを受けて、本市においては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関し、その目標や施策の方針となるものとして、この大綱を定めます。

なお、本市では、まちづくりにおける最上位計画である「大牟田市まちづくり総合プラン」のうち、教育に係る基本目標及び施策を基本として、大綱を策定しています。



III. 大綱の期間

この大綱の期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2023）年度までの 10 年とします。

※「まちづくり総合プラン」と同じ計画期間としています。

IV. 基本理念

「まちづくりは人づくりから」という基本的な考え方に立ち、本市の教育は、魅力ある住みよい地域づくりを担い、持続可能な社会の発展に貢献できる人づくりを目指します。

V. 基本目標

未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち

このまちで人が暮らし続けていくためには、このまちを支える人が必要です。このまちを支える人には、豊かな人間性と時代の変化に対応できる力が求められます。

そのため、安心して子どもを産むことができ、育てやすい環境を整えるとともに、家庭や地域、学校において、豊かな心や社会を生き抜く力、持続可能な社会をつくる力が生まれ、未来の大牟田を担う人が育つまちを目指します。

VI. 施策

本市の教育は、上に掲げた基本理念のもと、基本目標を目指し、以下6つの施策をもって、その推進及び充実に努めます。

1. 持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成
2. 高等教育機関等との多様な連携や交流の推進
3. 学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成
4. スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり
5. 郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり
6. 人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

～教育の大綱に掲げる施策と SDGs17 の目標との関係～

SDGsにおいては、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現することが求められています。

本市における各施策の推進にあたっては、SDGs との関連を意識することで、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むこととします。

SDGs17 の目標について

	<p>1 貧困をなくそう 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>
	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>		<p>11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p>12 つくる責任つかう責任 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>		<p>14 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>		<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>8 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>		<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>		

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、知識・技能とそれらを活用する力を育成し、社会において自立的に生きるための基盤を培うとともに、将来の夢や目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を育成します。

(施策推進の視点)

①社会的自立の基盤となる資質や能力の育成

義務教育 9 年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒に「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」をバランスよく育成し、社会において自立的に生きるための基盤となる資質や能力を培います。

②安心して学べる学校づくり

いじめや不登校の未然防止や早期対応、経済的困難を抱える保護者の支援など、誰一人取り残さない、安心して学べる学校づくりを進めます。また、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた的確な支援や指導の充実に努めます。

③地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的・効果的に推進し、学校・家庭・地域の連携による学校運営や児童生徒の規範意識の育成、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

④学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、ICT 環境の整備や適正規模化・適正配置による学校再編整備等を推進します。また、児童生徒の豊かな学びを育むことができる、安全・安心で、かつ環境への負荷を考慮した施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

(施策推進の視点)**①高等教育機関等との連携の推進**

高等教育機関等の持つ知見による地域課題の解決や地域において高度な教育を受けることができる環境の充実を図るため、同機関等が持つ教育資源の有効活用や人的な交流を通じた連携強化に取り組みます。また、市民がより高度な知識や情報を得ることができるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

②学生等のまちづくりへの参加促進

地域の取組や行政が実施する事業への学生等の参加を促すことを通して、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、ともに学び続け、自ら行動する担い手ははぐくまれるまちを目指します。

(施策推進の視点)**①次世代を担う子どもを地域や社会全体ではぐくむ**

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて、自己肯定感を高めるとともに郷土愛の醸成を図ることで、将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくみます。また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの主体性を大切にしながらその成長を支えていけるよう取り組みます。

②SDGs/ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、SDGs/ESDの視点を持った取組を展開することで、自ら行動する意欲や地域で活動する力をはぐくむ「人づくり」、活動を進めるための「つながりづくり」、それにより地域が直面する課題を発見・共有し解決していく持続可能な「地域づくり」へとつなげます。

③学習環境の整備・充実

様々な人が学習情報を入手しやすいよう、情報発信を工夫するとともに、対面だけでなく、オンラインを活用した学習の場を提供します。さらに、市民がいつでも、どこでも学習活動を行えるよう環境整備を図り、学んだ成果を社会に還元させる「知(学び)の循環」の仕組みづくりとともに、生涯学習、ボランティア活動、地域活動に参加してもらうような取組を促進します。

④社会教育施設の機能向上

様々な人の学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行うため、社会教育施設の今後の在り方を検討するとともに、施設の機能向上を進めます。

⑤青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導や環境浄化などの健全育成活動により、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、SNSに起因するいじめや依存防止のための適正利用や被害防止の啓発について、関係機関などとの連携を強化しながら取り組みます。

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

(施策推進の視点)

①誰もがどこでも気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

子どもから高齢者、障害のある人、健康面に不安がある人や、日頃スポーツに親しみがない人などが気軽にスポーツに親しめる機会づくりを推進します。また、外出が困難な状況になっても、他の人と一緒に活動が実施できるよう、ICT を活用したスポーツの機会創出等に取り組みます。

②活気あるスポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みづくりを推進します。また、スポーツ組織・団体の連携を促進するとともに、活動の活性化を図り、スポーツを通したまちづくりを推進します。

③スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備・充実、学校体育施設の開放など、多様なスポーツ活動の場を提供するとともに、指導者の育成やスポーツ情報等の提供など、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

(施策推進の視点)

①まちの歴史や文化を守る・知る・活かす

三池炭鉱関連施設をはじめ、地域に残されている歴史遺産を適切に保存し、郷土の歴史や文化に触れ、遺産の魅力を再発見し、過去・現在・未来とのつながりについて理解を促すとともに、歴史遺産を地域づくりに活用する取組を充実します。

②文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもや若者が文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

③文化芸術を活用した新たな価値や多様性の創出

文化芸術が生み出す福祉、教育などの様々な分野の価値を人づくりやまちづくりの面で活かすとともに、人々の相互理解や多様な価値観が尊重される取組を進めます。

④文化芸術活動への支援、環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援を行います。また、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について検討し、機能の充実を図ります。

施策 6

人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、誰もが生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

(施策推進の視点)

①人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、人権についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

②男女がともに生きる社会への意識づくり

家庭、職場、地域などの様々な分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で行動していくための意識啓発等に取り組みます。